

近藤 裕樹

一、はじめに

明治維新を境にして国民国家へと集約されていく過程において、いかなるモラル（道徳）が「国民的」であるかという問いは必然的に生じてくる。維新以降の対外外交・貿易および条約改正問題等、諸外国と対峙した時に自覚されるべきものは、我が国民の気質である。様々な欧米学説が輸入され日本国内が複雑化を呈する中であって、我が国の道徳的支柱は大きな振れ幅を示すこととなる。

そうした時代的要請に伴い、試行錯誤の中で教育界も大きく動揺する。明治一〇年代から二〇年代初めにかけて徳

育論争が雑誌紙面を賑わせており、そこではまさしく国家の基礎となる国民的気質の教育養成における徳育重視という傾向が窺える。この一種の道徳的混乱期にあつて大きな影響をもたらすのが、森有礼ら欧米留学経験を有する啓蒙主義教育思想家である。西村茂樹が指摘することく、当時の欧米における道徳学には八種あり、「主義主義」「利己主義」「克己主義」「制欲主義」「直覚主義」「利他主義」「同情主義」「功利主義」「功益主義」「幸福主義」「快樂主義」「進化主義」「自識主義」だと論じ、そこにはある主義同士は調和され、またある主義同士は調和することなく存在しており、様々な道徳学よりいかなる主義を留学経験者が選択してくるかが当時の日本を大きく左右することは言う

までもない。

では、欧米においても一定することのない道徳学の中から、いかなる主義が森有礼をはじめとする留学経験者の琴線に触れたのか。それがまさしく、「同情主義」を基礎とした道徳学であったと考えられる。欧米における「同情主義」の一例に、ミル John Stuart Mill が共感的功利主義 (sympathetic utilitarianism) として唱えたような、人間固有の「尊厳の感 (sense of dignity)」である共感感情 (正義を含む) が自己の利害を度外視して人々の快樂および無苦痛の存する社会的幸福を促進させるといふものが挙げられよう。それは、ヒューム David Hume が徳を自然的・人為的に区分し、人為的徳である正義は本来徳とは言えないものが同情作用により徳と感じられるようになったと説き、スミス Adam Smith がヒュームの説をさらに一般化し、全ての道徳的評価は同情作用に基づくとしたイギリス共感主義より連なるものである。更に言えば、一九世紀に衝撃をもって世界に波及したダーウィン Charles Robert Darwin やスパンサー Herbert Spencer の進化論的功利主義にもこの「sympathy」が社会道徳における重要な情緒として論じられてくる。

森有礼をはじめとする留学経験者は、当時欧米で流行していた近代市民思想としての「同情主義」を、国民国家形

成の活題目である国民的気質の教育養成つまり徳育問題に対して導入を試みたものと考えられる。元田永孚や西村茂樹ら保守派儒教主義者と福沢諭吉や加藤弘之ら儒教主義批判者との徳育論争がなされている最中であって、文部大臣就任となる森有礼は「sympathy」という道徳感情をもって国民教育論をどのように展開し、その意図はどこにあるのか。また森の周縁にあり、教育分野では密なる関係にあった伊沢修二・能勢栄を取り上げ、そして当時の教育雑誌における徳育論争を併せて考察することで、森の有した「同情主義」国民教育論とも言うべきその論旨の補完を試みる。

二、森有礼の国民教育論——『倫理書』をもとに

明治一八年二月二日、第一次伊藤博文内閣の文部大臣に任命されて以来、森有礼が最も精力的に活動したのは師範学校改革であったろう。改革の成果として明治二年三月二日には『倫理書』が「中学校・師範学校教科用書」として文部省編輯局から出版されている。この『倫理書』編纂に当たっては、ペイン Alexander Bain の *Moral Science* (1869) が最もよく参考にされたようである。

森を文相に抜擢した伊藤は、元田永孚の「教学大旨」に

対する意見として「教育議」を天皇に提出し、不完全であった主知主義教育の徹底と併行し、教師による児童への感化という最善の徳育主義教育実践を重視している。森文相の教育論は、その伊藤の教育観に影響されたところもあると思われる。当時の師範学校教育、つまりはいかに善良なる教員を育成するかという問題に関して、明治一七年の「中学校師範学校教員検定試験問題」の設問中に「同情トハ如何ナル情ゾ且之ヲ助クルニ都合ヨキ事情ヲ挙ゲヨ」とあることから「同情」つまり「sympathy」という情緒が少なからず師範学校教育と密接な関係性を有しているのではないかという指摘を初めしておく。

第一次伊藤内閣における師範学校改革という国家的要請もあり、文部省時代における森の政策大綱が窺える「学政要領」の「第三項教育」には、初等教育では「我国臣民タルノ本分」を弁じ、「倫理」を行うことにより自己の福利を享受できるように「訓練」することが肝要であり、この「訓練」を行うに適任の教員養成とその小学校ごとへの「充用」が必須であるという具体的な教育行政が述べられている。師範学校改革とは、つまりは小学教育改革に直結するものと言える。そうした具体的教育行政の要請によりこの『倫理書』は出版されたものと言え、文部大臣森有礼は一つの教育「原理」を案出し、その「倫理ノ標準」をも

とに師範学校において善良なる教師を育成し、ひいては彼らにより善良なる教育が小学校にて行われることを期待している。

『倫理書』「第一章概論」において、倫理学とは「人生究竟ノ目的」に達する道、すなわち「行為ノ標準」を指示し、正邪善悪を判別させることにある。この「行為ノ標準」が社会において善行された状態が「道德ノ社会」なのである。つまり、森は「社会」における人間の行為とは「互二反響スルノ理」を有し、「自他ノ並立ヲ以テ標準ト為」すと論じ、そうした行為の先に「道德ノ域」が存在し、「国家繁栄」「安寧福祉」という国家未来予想図が描かれているのである。

しかし、もともと人間の行為には正不正や善悪が各々存在するために、その善悪を判定する「倫理ノ標準」が必要不可欠となってくる。つまり、ある人間の行為は他の人に「反響」し、それは受け手に正的・善的「反響」を抱かせる必要がある。森がこの『倫理書』を世に送り出す意図は、そうした「倫理ノ標準」が当時の国民には曖昧であると感じられたからであろう。

では、人間の行為とはどのような原理において発現するのか。森いわく、その行為の「起原」には「五種」あり、その中でも主なる要因であると思われる「情緒」に焦点を

当てて論じることとする。「情緒 (Emotion)」とは、「智性二伴フ所ノ感動ニシテ、概ネ快樂、又ハ痛苦ノ素ヲ備フル者」であり、一言で「情緒」と言えども「其変様諸種アリ」て、「情歎、情操、同感ハ、其重要ナル者」なのである。

同感 (Sympathy) ハ、……行為ノ起原トシテ、貴ブベキ情ナリ。……此情、発達シテ、始テ人ノ自利ノ念ヲ縮メテ、愛他ノ情ヲ伸バスニ至ル。但シ他人ノ不幸ヲ憐ムノ情ハ、他人ノ幸福ヲ慶スルノ情ヨリ厚キ者ナリ。

森はこの『倫理書』書中において、「同感 (Sympathy)」とは「行為ノ起原」として貴ぶべき情であり、愛他精神を構築する要であると論じる⁸⁾。つまり、善悪正邪という行為の分別、「德行」はまさしく「同感 (Sympathy)」によつて生じるのであり、「其情歎、情操、同感ノ諸情ノ如キハ、総テ德行ノ根源ニシテ、凡ソ人生ニ貴重ナル行為ハ、皆此諸情ヨリ発スル者」なのである。

文相森有礼が構想した国家未来像とはいかなるものであるか。それはまさしく『倫理書』「第五章」の章題ともなっている「自他ノ並立 (The Co-operation of Self and Other)」であることは間違いない。「人ハ、相倚リテ家ヲ成シ、相聚リテ社会ヲ成スガ故ニ、人々、相助ケテ、最モ道理アル、最モ幸福ナル境域ニ達スルニ在リ」という社会有機体説に

基づいている。「自他並立」と言うからには、分子 (個人) と総体 (社会) のいずれも軽視できないという意味であり、総体重視の下での分子抑圧という構図であつてはならず、そこには当然個人性の尊重——「同感」の発達という個性の尊重——がなされなければならない。資本主義が繁殖することにより日本国内は階級対立等、複雑化の様相を呈している中で、森は国民国家としての民情一致、「自他並立」するために必要な根本「原理」を模索し、その一つの「原理」として「同感 (Sympathy)」に辿り着いたのではないか。森は、この「自他並立」と進化論を連合せ、更には「同感 (Sympathy)」という情緒をもつて次のような一種の歴史の見解を論じている。

同感ノ情ハ、漸次ニ発達シテ、次第二厚ク、且次第二遍キヲ見ル。太古未開ノ人民ハ、特ニ自愛ノ念強クシテ、愛他ノ公情薄シト雖モ、漸ク歲月ヲ重ネ、世代ヲ経ルニ随ヒ、惨刻ノ行為ヲ非難シ、亦仁恵ノ行為ニ感激スルノ跡アルハ、歴史ニ徴シテ明ナリ。古昔開明ノ聞エアル、希臘人民ノ如キモ、猶売奴法ノ非ヲ感ゼズ、近世ニ至リテ、全ク之ヲ廃棄シタルガ如キ、其一證ナリ。即チ同感ノ情ノ、漸ク厚ク、其及ブ所、漸ク広キヲ見ルニ足ル。

一国の進化とは、「自愛」から「愛他」へと推移すること

であり、その根底には「同感ノ情」の發達がある。日本が
一文明国として進化を遂げたと論じるからには、その国内
においてはこの「同感ノ情」が遍く全土に行き渡つていな
くてはならない。それは実態として相応しいと言えるのか。
森が当時の国情を「近來民情輕薄浮躁二走」⁹⁾りと憂いたの
は、「同感ノ情」に基づく「自他並立」社会が構築できて
いないからに他ならない。

このような社会および文明が進化するに伴い、道徳感情
である「sympathy」により「愛他の公情」が高まり、社
会全体の幸福へと繋がるという進化論的考察はおそらく森
独自の論理ではなく、スペンサーの影響だと思われる¹⁰⁾。森
有礼は、当時絶大なる影響力を有していたスペンサーに日
本人として初めて会談した人とされ、明治一三年からのイ
ギリス公使としての赴任中に親交を結んでいる¹¹⁾。

明治前半期においてスペンサーの邦訳書は多数にのぼり、
その中でも前記したような森の論旨に似た道徳感情として
の「sympathy」論を展開している書に山口松五郎訳『道
徳之原理』（明治一七年）がある。この『道徳之原理』によ
れば、「同胞同感ノ情」とは「他人ノ歡樂ヲ視テハ之ヲ欲
ヒ其憂難ヲ視テハ之ヲ憂フル」情を言い、「同胞相憐ノ情」
「他愛」も同義だとする。

この「sympathy」という情緒が社会進化論においては

重要なのであり、「今斯ニ公正ト慈愛ノ併立スルニ至レハ
始メテ社会ノ進化其極ニ達スル」とし、「之ヲ發育シテ自
他ノ利益ヲ謀ルニ至ラサレハ人体ノ構造ハ進化ノ極境ニ適
スル者ト謂フヘカラス」とし、その「公正」「慈愛」こそ
「同胞相憐ノ情ヨリ發源スル」という。

森有礼が説くごとく「自他並立」とは社会進化論におけ
る重要課題であり、そこには「同胞同感ノ情」の發育進化
が欠かせない。スペンサーは、他愛の進化が「社会ノ公益
ト一人ノ私益ヲ増進スル要具」だとし、また「私愛ヲ達ス
ルニハ特ニ他人ヲ憐愛シ能ク其同感ヲ得サルヘカラス」と
論じる。多少調和した社会には個人の自由に対するいくら
かの制限がなくてはならないが、これは他人の自由に対す
る「同情的尊敬」から生じるのである。スペンサーは、社
会性の發達（公正な社会的秩序）と共に個人性の發達（公正な
個人的行為）を遂げる方法で社会は進歩すると期待し、
「sympathy」という道徳感情の中にこの進歩の最大要因を
認めたものと言える¹²⁾。

森は『倫理書』の最終部において、「人間究竟ノ目的ニ
達スベキ至当ノ道ハ、唯自他協同シテ、相互ノ並立ニ在ル
ノミ」と論ずるからには、やはり森の理想とする社会およ
び国家は「自他並立」以外にはあり得ない。その「行為ノ
標準」たるべき「自他並立」と不可分な関係を有する「原

理」こそ、これまで述べてきたごとく「同感ノ情」ということに他ならないのである。

同感ノ情ハ、自他並ビ立タンコトヲ求ムルノ勢力ヲ有スル者ナリ。

(中略)

凡ソ世二貴重スベキ行為ハ、概ネ同感ノ公情ヨリ起リ、同感ノ公情ハ、自他並ビ立タザルヲ哀ムヨリ発スル者ナリ。

この「中学校・師範学校教科用書」として編纂された『倫理書』ではあるが、教科書として利用されることはなかった。¹³しかし、森がこの『倫理書』編纂を命じた背景には、「今の世に孔子の教を唱ふるは迂闊」であり、「左りとて哲學家の論を採用すれば、何人の説を取るとも必ず其反对者の駁議」を免れず、「故に宗教にも頼らず。哲学にも倚らず」という姿勢で臨んでい¹⁴る。確かに、森の「同情主義」を基礎とした国民教育論は前記したとおりスペンサーの進化論的功利主義の影響を受けており、その点に関しては「反对者の駁議」を免れ得ないのかも知れない。しかし、時の元首伊藤が教育行政改革に望んだことは若者をイデオロギッシュな儒教から遠ざけ、脱イデオロギー的な科学へと導くことにあり、¹⁵したがって文相である森の論旨はあくまで進化論や心理学という科学的論拠に証明された人間固

有の誰もが認める道徳感情としての「sympathy」である以上、いかなる宗教・哲学等による道徳観にも共通する「普通心」と考えられ、あらゆる主義主張も一致をみると期待したのではないだろうか。

森は「広く人間社会を通観」した時、「此の世の中は自己と他人との相ひ持ち」であるという「自他並立」説を立て、そこには必要不可欠なる道徳感情および「普通心」としての「sympathy」を持ち込むことにより、徳育主義の根基としようとした。特に森が希求した師範学校改革として編纂された『倫理書』の論旨を「sympathy」という「普通心」に依拠することで元田や西村等の儒教主義的徳育論者との接点を模索したのではないか。

少なくとも「sympathy」を教育原理とする自他並立論は一定の影響力を持って当時の知識人に受け取られていることは間違いない。その一人である徳富猪一郎は、森の受難後に次のような追悼文を記している。

今日の教育に於て大切なもの三、曰く品格を保つこと、曰く従順なること、曰く他人に対して同感情を發すること、而して此の三個のものは武事教育に由て達せらるゝを得へし、……而して此三者の性格を備へたる者ハ、即ち国民の本分を尽すを得可き者なりと、故に君ハ此国民的の氣風を養成するを以て、教育の一大

主眼となしたるなり¹⁶⁾

「品格」「従順」「同感情」、この三氣質が武事教育によって
体得される「国民的の氣風」であり、この養成こそが「教
育の一大主眼」であり、「国民の本分」を尽くし得る者だ
という森の教育論を追悼文において敢えて記するといふこ
とは、この「同感情」を含む「国民的の氣風」の養成こそ
が森有礼の主要なる教育論であると徳富自身理解したもの
と言える。また、「品格」「従順」「同感情」の三氣質は森
が再三武事教育論を展開する際に使用されるいわゆる「威
儀」「従順」「友情」の三氣質に、「師範学校令」において
は元田永孚の意見に従い「威重」「順良」「信愛」と改め
た¹⁷⁾氣質に相当する。その「友情」や「信愛」という氣質を
徳富は「同感情」として捉えているといふことは、森と元
田の德育論における見解一致を間接的に証明しているとも
言えよう。

また、同じ民友社記者である山路愛山はこの森の教育論
を指して「彼は実にその身をもって來たるべき国民的反動
（欧化主義に対する）を予報」したと論じ、その保守的精神
を指摘したことは興味深い。つまり、人情という私的原理
が維新以降、国家への忠誠という公的原理（義理）に抑圧
され、「情と共感の文化」という社会の基礎的文化構造も
機能しなくなっていた。¹⁸⁾元来より我が国が有していたその

「情と共感の文化」の覚醒を森有礼の「同情主義」的国民
教育論に多くの知識人は見出し「同感」したとは過言であ
らうか。

三、「sympathy」とう周縁——伊沢修二と能勢栄

伊沢修二の業績において注目すべきは、「調和の美德」
を有し、「同感の情」を發起させる音楽を情操教育として
積極的導入に尽力したことにある。明治一二年、文部省内
に音楽取調掛が設置され御用掛に任命されて以来、音楽取
調所長、東京音楽学校長という音楽教育における要職を歴
任している。特に、明治一八年一二月に音楽取調所が音楽
取調掛へと改称されその規模が大臣官房付属へと縮小され
たことに対し、伊沢は翌年に「音楽学校設立ニ付建議」を
当時の文相森有礼へ提出しており、森との接点を少なから
ず窺い知ることができる。

その伊沢が、当時の米国教育論を心理学・生理学等を参
考にしながら著した『教育学』²⁰⁾を明治一五年から翌年にか
けて世に送り出している。そこには伊沢独自の教育論は見
られないとしても、当時の日本人によつて著された最初の
教育学書として価値を有する。この『教育学』という著書
は、「総理及智育之部」と「德育及体育之部」の二部構成

からなっており、その書中「第三篇德育」に、前章より考察の対象としてきた「同感」という項目が「喜」「憂」と同様に「本能上ノ情緒」として盛り込まれている。世間ではまさしく德育論争がなされている最中に各地の師範学校もしくは教員講習会等の教材として伊沢の『教育学』は広く使用されている。また、同著巻末において、「同感」は「sympathy」の訳語であることが記されている。

伊沢によれば、情とは「感スル所ノ心力」であつて、我々はこの情によつて「快樂」もしくは「痛苦」を覚えるという。更に続けて、この情の発動する所の原因に関し、「身体上ノ感」および「心性上ノ感」という二種有るとして論究している。つまり、前者は「身体疲労シテ痛苦ヲ覚フルカ如キ」ものであり、後者は「親戚朋友等ノ凶計ヲ聞キテ大ニ憂苦ヲ覚フルカ如キ」ものである。しかし、この両者は相反するものではなく、「密着ノ関係」を有していることも指摘している。

では、心中において「憂苦」であるとか「喜悦」であるといった感を何故覚えるのか。情とは「感スル所ノ心力」であると伊沢は論じた訳だが、「感スル」という作用にはその判断軸が必要不可欠となり、その判断軸を伊沢は「善」であると言ふ。伊沢による情の定義は、「善」という判断軸により感ぜられた「快樂」や「痛苦」といった情が

心中において発せられる。つまり、德育とは如何に早期（幼少期）段階からこの「善」なる判断軸を育めるかという理論に行き着くことになる。

前記したような情の定義を伊沢は行つた後に、「同感」という一情緒の考察に踏み込む訳だが、その前に情緒を大別して「本能上ノ情緒」および「道理上ノ情緒」とし、伊沢は「同感」を前者に属するものとする。「同感」とは一種の「本能」であるから、人間誰しもが有する共通なる普遍的道德観であり、その本能的なる「同感」の育成こそが維新以後の明治国家教育の目論む本題とも言えるのではないか。

では、伊沢の『教育学』において論じられているところの「同感」を見ていきたい。まず、「同感」を「他人ノ喜憂ヲ見聞シテ之ヲ自己ノ身上ニ引当テ己レ其喜憂ヲ享受スルカ如キ想ヲナス」情緒であると定義し、「孔子ノ所謂ル恕ト較其義ヲ同フスルモノ」と儒教主義道德観と結び付けている。つまり、『論語』「卷第八衛靈公第十五」において「己所不欲、勿施於人也」とある「恕」という思いやりのことを指す。人の一生を貫く徳目があるとするならばそれは「恕」であり、伊沢はその「恕」に対して「同感」を同義のもととして挙げているのである。

また、この「同感」と教育家および教育場との関係につ

いて次のように論じる。

同感ハ幼時ヨリ興発スルモノニシテ之ヲ發育スルハ教育者ノ要務ナリ吾人徳義上ノ行為ハ其源ヲ此感情ニ發スルモノ最モ多シ故ニ教育家ハ家庭ニ在リテモ学校ニ於テモ機ニ応シ時ニ投シ苟モ幼児ニ同感ヲ興フヘキモノアルトキハ務メテ其機会ヲ利用シ此感情ヲ養フコト怠ル莫レ

さも教育家における至上命題のごとく強調された命令文言にて記されているが、教育家——教師に限らず、両親等の長上をも含む——の「要務」とさえ位置付けられた幼児期における「同感」情緒發育は国民国家の基礎を型造るものでもある。

能勢栄は、明治三年から九年までの渡米経験を経た後、明治一九年に文相森有礼の抜擢により文部書記官となり、『倫理書』編纂業務に携わった主要人物であり、『倫理書』にみられる理論がそのまま能勢の後年の著書『德育鎮定論』に見られる德育論でもある。

能勢は、国内教育界において德育論が様々な紙面を賑わせているときに「現今教育上ノ一疑問」を記している。我が国は明治維新以来、挙国一致ともいえる程の欧米知識輸入に邁進してきた。その結果が「教育ノ状況モ智ノ一方ニ傾キ德育ト体育ハ其平衡ヲ失スルニ至レリ」という現況で

あり、開化して十数年を経てもなお日本国民は「ヒウマンウ井ーキ子ス」(human weakness)という病癖を有する不完全な人種に止まっていると指摘する。進化論学者たちが言うところの「自然ノ法律ニ従ヒ人ノ精神ヲ鍛錬シ智識ヲ増シ德行ヲ修」めることにより、不完全なる人種が「進歩改良」され「黄金世界」へと達するという理想は「幾百年ノ後」に有るや無しやという問題であり、能勢の思考する現今目下の急務とは「不完全ノ人ニ対スル方策ヲ探究」することにある。

能勢にとつて「不完全ノ人ニ対スル方策」とはまさしく教育に他ならない訳であるが、では教育の現況を能勢はどのように概観しているのか。「教育家ノ仕事ハ学理ノミニテハ不足」であるとし、当時使用せし教科書は「ペイン氏スペンサル氏」のような「非常ノ学者」により作成された「教育学」であると言う。教育とは「学理」のみでなく、それを教授する「術」「方便」も重要となり、教育家たる者は「教育学ノ理窟ニ通ジ且社会ノ實際ニ適スル考ヲ持テル人」でなければならぬ。

では、「社会ノ實際ニ適スル考」とはいかなるものか。能勢が論じるには、宗教は「我邦中等以上ノ人」にとつて「淡泊無味」なものであり、されば哲学とて「下等人民」には「冷淡無味」であり「馬ノ耳ニ念仏」でしかなく、万

民および社会の實際に適するものとは到底論じられない。能勢の見解は、「愛国心」「尊王心」こそが「本邦特有ノ効力物」であり、その二者を心中に沸き立たせる「氣質」が存在すると指摘する。その「氣質」なくば「効力物」としての「愛国心」「尊王心」は顕現しない。つまり、「人ノ氣質ハ千万無量種種様様ナレドモ今日日本国ノ一良民トナリ自當自治シ国ヲ愛シ帝ヲ貴ビ、ヒウマンウ井ーキ子ス」ナル通癖ニ打勝ントスルニハ順良 Obedience 信愛 Sympathy 威重 Dignity ノ三徳ヲ必要トス」るのである。

三徳における「信愛」とは、「同輩ニ対スル徳」であり、「此心ナケレバ社会ニ立テ互ニ相思ヒヤル同情親切ノ心」が人情より欠落してしまう。この「同情親切ノ心」の欠乏するときは、一個人として「ヒウマンウ井ーキ子ス」なるものが増重し、その一個人の集合体である社会・国家は混乱を呈することとなり、「愛国」「尊王」の下の国体維持は叶うべくもない。この「順良」・「信愛」(＝「同情」・「威重」という三徳を鍛錬するために、能勢は「練兵ノ法」を用いるべきだと指摘する。かつて、森有礼が武事教育としての兵式体操を国民教育に導入しようと試みたことと重なり、森の国民教育論との近接を窺える。では、何故「練兵ノ法」を用いるのかといえは、それは「修身ノ要ハ実施実行スルニアル」からである。この三徳を理解しただけでは

無用のものでしかなく、「順良」・「信愛」(＝「同情」・「威重」)は実践されてこそ完成されたものとなり、ひいては不完全なる人種が有する「ヒウマンウ井ーキ子ス」を滅すことが可能となるのである。

また、能勢は明治二一(一八八八)年から翌年にかけて、「文部省検定済」の「尋常師範学校教科書用」として『教育学』⁽²⁾を刊行している。この著書も伊沢の『教育学』同様に「総論」「知育」「德育」「体育」という構成になっており、スペンサー『教育論』を思わせる。まず、能勢は「総論」において「德育ノ方便」とし、「自愛心」より生じる「自己ノ利害」を顧みない道義心発生の基本として「同情心」「良心」を挙げ、教育によりその「善性」を開発し、幼児期より「人間最上ノ善」を選択する習慣を实践させることが学校および家庭における德育であると説く。

動物には必ず「挙動 (impulse)」があり、それが一定の目的を有するに至った時「行為 (action)」となる。その「行為ノ起原」として貴ぶべき感情が「同情 (Sympathy)」なのである。つまり、「凡人ハ文野ノ別ナク皆自愛ヲ以テ其ノ生初ノ本性トスト雖、漸ク世故ヲ経ルニ及ンデ同情次第ニ発達シ自愛ノ私情ヲ離レテ愛他ノ公情ヲ生ズルニ至ル」ことから、「同情」は「諸徳中貴重ナルモノ」であり、「徳行ノ根原」でもある。

しかし、この「同情」も万能ではなく、いわゆる「感情過敏」なる人にあつては「行為」として結び付かない場合があるため、そこには「同情ノ修練」が必要となつてくる。「同情ノ修練」を論じる際には、森有礼や伊沢修二が指摘したものと同様に「教師自ラ此ノ情ヲ顕ハシテ兒童ノ上ニ及ボ」すという教師の重責を述べざるを得ない。児童が他人の感情に対し熟通留意する習慣を養成するためには、自己の愚痴我儘により他人の心情を「傷害」するという「苦痛」と、自己の善良なる行為により他人の心情が「満足喜悅」するという「快樂」とを悟らしめることにあり、「同情」などの人情に基づく徳行を実践・反覆・習慣形成することにある。

能勢の道徳論の根底には、維新改革を経た後にあつても「一般ノ民衆ハ我が国固有ノ道徳心ヲ以テ是非ヲ判シ、善悪ヲ裁シ、未ダ曾テ一日モ其ノ行為ノ標準ヲ変更シタル者ナキガ如シ」という論理が流れている。学者連中による道徳論には古来より見解の相違が必ず付きまとうが、能勢の眼には社会の間に行われつつある「一国固有ノ普通心」が存在し、それは先祖以来人心に「遺伝」するのだと言う。様々な宗教家および哲学者の唱える高尚な道理や教訓はこの「普通心」に訴え出たものに過ぎない。

では、日本の「国徳」とはいかなるものか。忠孝・貞

操・清浄など、それらの道徳は儒仏二教をもつてその基本とするは誤りで、我が国固有の「普通心」より発生したと解すべきであり、「忠ト云ヒ孝ト云フハ意義ノ包含相似タル文字ヲ仮用シタルノミ」である。儒仏のみならず、道徳の基本を「欧米ノ説」に採ることも「本末ヲ誤ル」ものとしてゐる。

能勢が明治二三年の教育勅語渙発により徳育論争が「鎮定」したとする意図は、勅語が「孔孟ノ遺訓」に則つたものでは決してなく、「古今ニ通シテ謬ラズ中外ニ施シテ悖ラズ」という「世界普通ノ普通心」より発せられた「人類普有ノ道徳」を指し示し、我が国民の「行為ノ標準」としているからに他ならない。すなわち、忠孝といった「標準」とすべき行為へと我々を導く「起原」の一つが「sympathy」という情緒なのである。

以上のことから察せられるように、森有礼の周縁に存在する伊沢修二にしても、能勢栄にしても、国民教育における大切な道徳感情の一つとして「sympathy」の作用を重視していることが解される。それは本能的・基礎的心情であるからこそ、理解ではなく自然なる術として振る舞うことが求められ、そのような生来的で誰もが親しみやすい「普通心」に訴えかける教育こそ時勢に適つた徳育と言える。

四、周縁としての『教育時論』

前記したごとく、当時の教育界の中心に存した森有礼をはじめ、伊沢修二、能勢栄の思考した国民教育における「sympathy」という一つの重要徳目が指摘できよう。ただし、この三者のみだけでは「sympathy」という情緒に基づく国民教育論がいかにも国民的の気風であつたかを計り知るには不十分であるため、本章においては更にその三者の周縁である『教育時論』という一雑誌を中心に論旨の補充を行うこととする。

近代日本において徳育論争が濃密に論じ合われた明治一〇年代から二〇年代初めにかけて、『教育時論』紙上に道徳教育と「同感」の語を関連付けた評論を数多く掲載した人物の一人に田中登作がある。田中が最初に「同感」という語をもって道徳教育を『教育時論』紙上において論じたのが明治一八年一〇月のことであり、幼児期教育における必須の情緒として「同感」を論じている。

児童相互ノ間ニ於テ益友ヲ親愛シ悪友ヲ忌避スルノ情ハ幼稚ノ時期ニ於テ其勢力殊ニ旺盛ナル者トス故ニ已レノ親愛スル区域初メハ僅ニ家庭ニ限ルト雖トモ己ニ学校ニ入ルニ及ビ日日触接スル区域広大トナルニ由リ

同感ノ情自然ニ成長ス同感ノ情成長スルニ随ヒ不正ノ行為ヲ憤恚スルノ情一層強烈トナルハ自然ノ順序ナリ而シテ同感ノ情ハ他人ノ行為ヲ裁判スルニ最モ必要ノ原素ナルノミナラズ已ノ行為ヲ裁判スルニモ最モ有力ナル者ナリ何トナレバ児童一タビ同感ノ習慣ヲ長養シ得ル時ハ己レ誤テ他ヲ害スルニ際シ直ニ已レヲ他人ノ位置ニ措テ其若痛ヲ思量シ得レバナリ且ツヤ児童他人ニ対シテ不正ノ行為ヲ為シタルコトヲ自知スルトキハ懲罰若クハ批難ヲ恐ル、ヨリ必ラス多少ノ苦痛ヲ感スルハ当然ナレドモ今ハ同感ノ習慣ヲ固結セシガ為ニ之ヲ悔恨スルノ苦痛ハ一層激烈ナルヤ必セリ故ニ自ら己ノ行為ヲ制裁スル良心ノ発達スルハ同感ノ情之ガ素ヲ為スニ由ルナリ此ノ如キノ情勢ナルニ由リ正邪ヲ区別スルノ情操ハ其源ヲ友侶交遊ノ間ニ発生スル者ニシテ友愛ノ情ハ社会的凡百ノ関係ヲ生出スル母胎ト云フモ不可ナキナリ⁽²⁵⁾

この田中による幼児期教育における「同感」論ともいうべき評論は、森有礼や伊沢修二らの思惑と合致しており、より簡潔明瞭なたちで論じられていると言える。

では、田中の論じる「同感」論とはいかなるものか。田中は人間の進化過程に「同感ノ情」を位置付けて論じ、幼児期世界が家庭から学校へと広範に進化するにつれて、

「同感ノ情」も「自然」に進化成長すると説く。この「同感ノ情」の「自然」進化について、当時随一の進化論者とも言える加藤弘之は次のように論じる。人間とは「愛己心」によりて世に立つ存在であり、「愛他心」——「同感的」「道徳的」「利害的」の三種あり——も有するが、その三種中で最も社会に広く行われるものは「利害的愛他心」であると²⁶する。このように「愛他心」を区分した上で、「同感的愛他心」とは「自然に発するものにして教育の力を以て養成すること能はず」とも論²⁷じる。確かに、「同感ノ情」自体を云々するのは教育ではなく学問であつて、その「同感ノ情」を感じ実践できる環境、すなわち田中の言う「同感ノ習慣」をいかに設け養うかということが德育においては大切なのである。

このような異論は少なからずあるとしても、田中の指摘するように、「同感ノ情」が進化成長することは善悪正邪の区別が心中において明確化されることを意味し、他人および自己の「行為ヲ裁判スルニ最モ必要ノ原素」であり、「良心ノ発達」においても必要不可欠な情緒である。そのように、「同感ノ情」が進化成長を遂げることにより「良心」が芽生え、「社会的凡百ノ關係ヲ生出スル母胎」となる訳であるから、国民一致を念願する国策としての教育には不可分な要素だと言える。

ただ、幼児期における「同感ノ情」の発達およびその作用を理解することの必要性はどこにあるのかと言えは、それは教育者の養成に他ならない。田中いわく「德育ヲ振起スルニハ教員ノ品行ヲ改良スルノ急務」を当時の教育問題として想起し、今日の教員が「己ノ品行端正」において資質を欠き、德育を任せられない状況にあるとする。德育を負担する者としての教育者は、児童の感情中においていかなる情緒が最も旺盛で勢力を有しているのか、また道徳の情操を発達させるにはいかなる情緒を利用すれば好結果を得られるのかを把握する必要性が求められる。つまり、德育と称して「同感ノ情」により説明する裏側には、教員の育成という当時の主要題目でもある師範学校改革が念頭に存すると指摘できよう。

次に、田中は明治一九年三月と四月の二回にわたり「道徳の能力」という評論を記しており、²⁸古来より異説が多く底止することのない「良心」論と「同感」を関連付けて論じている。つまり、人間に存する良心とは「私益」と「同感」という情緒の作用に分解できると説く。ただし、田中は「私益」と「同感」とを並列的に論じているが、続けて「此親愛同感の情は直接に自己を利せざる者の如しと雖ども其実は大に人生の幸福を増進するが故に究竟するに亦私益に外ならず」と述べ、いわゆる功利主義的同情論へと辿

り着く。

「同感」とは同胞を愛する感情であり、また「正行の源泉」でもあるからこそ、「人の諸徳の過半」がこの「同感」という情緒によって占められる。しかし、それ程までにこの「同感」という情緒は我々人類の生存に關して重要なものなのかという必然的問いが生じる。田中はそこへ人間の「正行」における具体例としての「義務の実践」を引用し、「同感」との不可分性を証明する。「同感の情」があるために自然と義務を実践するようになり、同感の情を心意中より除去すれば必ずや人類生存の情態に著しき変化がもたらされるといふ文意には、ただ単なる人間の肉体的生存においてこの「同感」が絶対的に必要とは言えないとしても、社会的生存こそが人間の人間たる証である以上はこの「同感」といふ情緒を失する訳にはいかないのである。

ただ、田中自身この「同感」こそが全き徳性であるとは考えていない。そこには自然なる情緒を規制する「威権の力」を要してこそ、「良心」といふ人間最高の徳目へと昇華されるのである。

道徳の能力即ち良心の本質は……自然の感情と人為上の法則とに因て化成せし一種特別な社会的の情操に外ならず而して自然の感情とハ私益同感及び特殊ノ情緒を云ひ人為上の法則とは政治即ち威権の力を云ふな

り

自然の感情なる「私益」「同感」のみにては人間の利己的性質が特化されてしまうことは明白であり、それを人為的法則等により規制することで懲罰的苦痛を生じさせ、「道徳の修練」を幼時より絶えず様々な場において行われなければならない。その修練の場こそが言うまでもなく家庭であり、学校である。したがって、教育において求められることは、児童の発する自然の感情である「私益」および「同感」の指示するところと、教育者たる両親および教員等の発する「威権」の命令との間に一定の連結がなければならない。つまり、「徳育」といった「道徳の修練」は児童のみに要求されるのではなく、教育者たるべき者にも当然求められる修練なのである。

道徳の能力としての「同感」については前述したごとくであるが、ではその「同感」といふ情緒をいかに育てるのか。教師はいかなる例証により子供の「同感ノ情」を育成するのかということに關する教育現場での一つの具体例として、田中は次のように論じる。そもそも情には「陰性」(恐れ・怒り・忌み嫉む)と「陽性」(愛情・義務・同感)とがあり、本来情の育て方とは後者の「陽性ノ育テ方」だと言う²⁹⁾。他人ノ苦勞ヲ頭痛ニヤム同感ノ情ヲ働カセルニハ、教師ガ子供ヲ取扱フ上ニ付テ常常思ヒヤリヲ致シテ付キ

合マス……又子供ノ心ニヒドク感ズル極面白イ話ヲシ
テ聞カセルノハ、子供ノ物数寄ナ心ヲ満足サセルバカ
リデナク、同感ノ情ヲ引き起スニ大造力ノアルモノデ
御座ル

教師の子供に対する一つ一つの言葉・身振りおよび表情な
ど様々な要素が「同感ノ情」を育てるのであり、特定の方
法論のみを提言するのは困難なことだとも言える。田中は
自身の見解をもつてもう少し具体的例証を提示する。つま
り、「同感ノ情」を引き起こすに「大造力」のある「極面
白イ話」として、「カチカチ山ノ話」「舌切り雀ノ話」「司
馬温公瓶割ノ話」、または「松平信綱ノ幼時ニ家光ノタメ
ニ雀ノ巢ヲ取ラントテ家康ニ捕ヘラレテモ、ソノ頼マレ主
ヲ言ハザリシ」逸話を示しており、田中が敢えてこうした
情の育て方を論ずる意図は、教育における主要な道德感情
である「同感ノ情」の取り扱い方が一定せず、不安定感の
中に教師が身を置いている現状を浮き彫りにしているに他
ならない。

幼児および小学教育における「同感」という情緒の重要
性に関しては、その他多く『教育時論』に散見できる。例
えば、小竹啓次郎「德育管見(承第六十号)」では、「一児童
ハ同感ノ情強クシテ模擬ノ性アルコト」と論じ、その「同
感ノ情」を強く起こさせる対象としての教師の役割を説い

ている。つまり、教師が「同感ノ情」をもって德育を行う
場合、それは単に「同感ノ情」が倫理学や心理学において
どのように解されているかという理論を教室のみにて教示
するのではなく、いついかなる場でも教師の「善行」から
児童は「同感ノ情」を發し、これを模擬する訳であるから、
必然的に実践教育という形態が重要となってくる。

また、醒溪生「羈窓雜記」⁽²¹⁾にも「小学教育ニ祈望スベキ
品性」として「自得ト同感」が挙げられている。

教師タル者ハ小兒ノ内幕ヲ雲烟不明ノ間ニ詳悉シテ其
萌芽ヲ破潰スルコトナキヲ要ス蓋同感ハ所謂仁恕ノ發
達セシモノニシテ客觀的觀察法ヨリスルモノナリ

先の小竹評論と同様に「同感」發達という德育論における
教師の重責を指摘しており、「必竟一国ノ堅固ナル独立ハ
国民ノ自得心其原子ヲナシ其富強ハ国民ノ同感情其分子ヲ
ナスモノトス若夫レ之ヲ経緯織成シテ信愛ニ富メル良民ヲ
形ヅクランコトハ抑々教師者ノ職ニ在ル乎」と論じ、「同
感」を軸にした国民教育論が理念化されていることが解さ
れる。

この様な『教育時論』における教師の職分に関連付けら
れた「sympathy」に基づく德育論はその他にも数多く見
られる。例えば、「生徒をして、従順ならしめんと欲せば、
其職員〔師範学校職員・筆者註〕は感化力に富まざるべから

ず。感化力に富まんと欲せば、生徒と職員の間にも、同情を存せざるべからず³²⁾」や、「教師ニシテ親愛ノ心ト、同感ノ情トヲ以テ之ニ接スルトキハ、児童ハ恰モ鉄片ノ磁石ニ於ケルガ如ク、欣然トシテ之ニ服従スベシ³³⁾」といった「同情」「同感」と「従順」「服従」とを結び付ける論も見られる。

明治一〇年代から二〇年代初めにかけてこれ程多くの「sympathy」に基づく徳育関係評論が散見できるといふことは、必然的に何かしらの道徳感情としての流行が教育界において存在したと言わざるを得ない。しかも、その「sympathy」という道徳感情は社会において様々な「善行」として変容するがために、それを用いて教育する教員はその方法論において試行錯誤が繰り返される。しかし、いかようにも「変容」する「sympathy」という道徳感情は、言い換えれば多くの「善行」に通じるとも言える。それは、森有礼や能勢榮が追い求めた、我が国民、広くは人類普有の「普通心」としての「sympathy」を意味し、「善行為の動機³⁴⁾」としての価値を当時の多くの教育関係者が認めていたのであろう。

五、おわりに

「sympathy」の教育的意味とは、他人の立場を理解し、または他の立場に立って自己反省を試みるため、主観という狭隘なる殻を破り、人格の円満の発達を遂げることにある。弱者に対して愛と同情とを抱くよう児童に教育することとは、社会的対立を激成させる憎悪心または嫉妬心をその心中より去り、代わって同類意識および平等感を強め博愛的心情を養成するに効果があり、ひいては社会安定、幸福増進へと結び付く作用を有することから、教育においては欠くことのできない道徳感情の一つであると言える。

また、国民教育とは、「国ガ其ノ民ヲシテ独立安寧ヲ永遠ニ維持スルニ足ル可キ資格ヲ備ヘ、其ノ国全体ノ一部ヲ形作ルニ適當ス可キ人物ト為サントスガ為ニ、其ノ国ノ特性ヲ培養スル事ニ関スル教育³⁵⁾」を指して言うのであれば、それはまさしく前記した「sympathy」の有する教育的意味と合致する。つまり、国体の独立安寧を維持するために、我が国の「特性」としての「sympathy」を培養することこそが、森有礼やその周縁の啓蒙主義教育思想家によって論じられた国民教育論なのではないだろうか。

しかし、「sympathy」をもつて道徳教育の支柱としたの

は何も啓蒙主義教育思想家たちだけではない。儒教主義的徳育論を主張した西村茂樹も前記したごとく自著『自識録』において西洋道徳学には「同情主義」と言われるものが存すると述べており、また『心学講義』²⁷においては一情緒である「同情ノ感 Sympathy」が「至貴至重」なる情であつて、儒道やキリスト教にも見られる「恕」の徳も「同情ノ感」が暢達したものであり、古より「名君賢相ノ仁政」はこの情より発せられていると説く。つまり西村は、儒教主義とキリスト教とに相通ずる道徳感情としての「sympathy」を指摘しているのである。

欧米に範をとろうとする啓蒙主義教育思想家も保守派の儒教主義教育論者も、我が国において希求する標準は善良なる国民育成に他ならず、そういう国家的標準に立つならば両者の主義主張は相容れないものでは決してない。実際に孔子『論語』に記されている「恕」という徳目を「sympathy」と関連付けて論じている者もあり、その他にも仁慈・和順・孝行・忠節などの儒教主義的徳目を「sympathy」の語をもつて詳論することも可能であるように思われる。ただ、善良なる国民育成という国家的標準における「善良」という特性をいかなる皮相的言語をもつて説明するかの相違であり、森有礼とその周縁は科学的根拠に基づく人間普遍的の道徳感情である「sympathy」の語をもつて「善良」

の意味を分解詳説したに過ぎない。

ただ、「sympathy」とは情を同じくさせる対象作用物としての標準が必要であり、「同感ノ情」による日本的なる民情一致を計るため、我が国民の心情に祖先以来遺伝し続けてきた忠君愛国心に範を採ろうとした。ただ、標準とすべき忠君愛国心の有り様は隷属的忠君愛国といった儒教主義的構造ではなくして、「sympathy」という行為の起原に基づく自然なる同情的忠君愛国でなければならぬ。真の「従順」や「服従」が「同情」によりもたらされるとする論理が見られたように、真の忠君愛国を日本の確固たる国体とするには「sympathy」による他はない。

『勅語衍義』²⁸の著者井上哲次郎は、教育勅語にある「兄弟二友二」という一文の解説として兄弟姉妹は相互に「同情」を有することが大切であり、家庭不和は「国力殺滅」に繋がるため、「同情」の共有それこそが国家に対する重大なる「義務」だとする。つまり、兄弟姉妹や朋友という「同情」による慰藉や救助を求め得る存在がなければ、人は孤独に天地間を飄零する。社会または国家という「衆人相会スル処」にあつては「他人ニ対シテ熱誠真摯ノ同情ヲ表ハシ、其懊惱ヲ慰藉シ、其欣喜ヲ増進」させなければならぬ。こうした「同情」という語を用いて井上は教育勅語を解説しており、それは井上が明治一五（一八八二）年

に『倍因氏心理新説』を著し、ペイン著書の翻訳過程において彼の「sympathy」論を熟知していたことが影響していると推測されるが、まだ多くの考察が必要である。

森有礼とその周縁の者は、皮肉にも欧化主義による知育一辺倒という弊害に対する一種の保守的反動として「sympathy」という人情による徳育論を展開する訳であるが、そのキーワードとなる「同感」そのものこそが「sympathy」の訳語という西欧主義の産物と言わざるを得ない。だが、社会においては必要不可欠な人と人との情の触れ合い、つまり「同情」「sympathy」という人情の結束・民情一致こそがより日本的・国民的の気質であると教育界の中心に存した森をはじめとする多くの教育者が感じたのではないだろうか。これは、当時流行していたスペンサーの進化論的功利主義やペイン等のイギリス連合主義心理学にある「sympathy」論を単に輸入し、その影響が見られるというだけでなく、近世人情本や本居宣長の「もののあはれ」、武士道に見られる惻隱の情などに窺えるような人情世界・「情と共感の文化」という元來我が国が有していたはずの社会文化構造の覚醒でもあり、私的快樂こそ「sympathy」の作用により公益公情へと繋がるという新しいビューマニズムの萌芽とも言えるのではないだろうか。「sympathy」という一言語が哲学および心理学の枠を

超越し、民友社記者においては一種の政治思想にまで高められるように、近代日本においては大きな思想的広がりを与える言語であると言える。⁽³⁹⁾

注

- (1) 西村茂樹『自識録』（明治三十三年八月、『西村茂樹全集』第一巻所収）。
- (2) 川島秀一編著『近代倫理思想の世界』（見洋書房、平成一三年）。『教育学辞典』（岩波書店、昭和三十三年）。
- (3) 近代日本における「sympathy」の訳語の初見は、森有礼も属していた明六社の機関誌『明六雑誌』第一九号（明治七年一〇月）掲載の西周「秘密説」に見られる「同感」である。その他、『明六雑誌』第二八号掲載の阪谷素「民撰議院変則論前号ノ続」においても「同情相憐」と訳されている。
- (4) 『倫理書』「凡例」に、「此書ハ、尋常中学校、及師範学校倫理科ノ最末学年期ニ用フル者トス」とある。
- (5) 稲田正次『教育勅語成立過程の研究』（講談社、昭和四六年）。
- (6) 『教育時論』第二号（明治一八年十一月一五日）。
- (7) 『倫理書』「凡例」には、「倫理ハ、原理ニシテ、道德ハ法則ナルトスルヲ得ベシ。而シテ此書ハ、道德教育ノ法ヲ主トスル者ニ非ズシテ、単ニ倫理ノ標準ヲ明ニスルニ在

り」とある。

(8) 井上毅は「文部省撰定論理教科書意見」（『井上毅伝』史料篇第二所収）において、「シンパチー」ハ同憐ト謂フヨリ寧ロ哀憐又ハ哀憫ト謂フヘキカ如シ尤字書ニハ同慶同哀ノ二義ヲ含ムトイヘトモ是モ応用ニハ専ラ哀憐ノ意ニ用ケルカ如シ」と言い、これは「sympathy」に対する確かな訳語がまだ確立されていないことを示している。

(9) 「学政片言（成案）」。

(10) 稲田正次『教育勅語成立過程の研究』。

(11) 山下重一『スペンサーと日本近代』（御茶の水書房、昭和五八年）。

(12) ピョトル・クロポトキン著、平林初之輔訳『倫理学——起原と発達』（『社会思想全集第十一巻』〈平凡社、昭和三年〉所収）。

(13) 昭和十三年一月一七日「故子爵森有礼先生追悼講演会」にて、木場貞長は「森有礼先生を偲びて」と題し、その中で「之を学校に使用せしむるに至らずして」と語っている。

(14) 能勢栄『德育鎮定論』（明治三十三年一〇月、興文社）。

(15) 本山幸彦『明治国家の教育思想』（思文閣出版、平成一〇年）。

(16) 「森有礼」『国民之友』第四二号（明治三二年二月三日）。

(17) 本山幸彦『明治国家の教育思想』。

(18) 源了圓『義理と人情』（中公新書、平成一一年）。

(19) 「音楽取調所卒業演習会」『教育時論』第一〇号（明治一八年七月二十五日）。

(20) 伊沢修二『教育学』（白梅書屋蔵版、明治一六年）。

(21) 『日本近代教育史事典』（平凡社、昭和四六年）。

(22) 金谷治訳注『論語』（岩波文庫、平成一〇年）。

(23) 『教育時論』第五六号（明治一九年一月五日）。

(24) 能勢栄『教育学』上・下巻（金港堂書籍会社、明治一一年・明治二二年）。

(25) 田中登作『德育論第二』『教育時論』第一九号（明治一八年一〇月二十五日）。

(26) 「德育上加藤弘之君の意見」『教育時論』第九三号（明治二〇年一月一日）。この加藤弘之の德育上の見解は、同年一月二日に大日本教育会演説にて述べられたものである。その他、『道徳法律之進歩』にも「感情的利他心」として「同感」が論じられている。

(27) 「德育二関スル緒論説」『教育時論』第一〇一号（明治二二年一月五日）。

(28) 「道徳の能力」『教育時論』第三四号（明治一九年三月二五日）、「道徳ノ能力第二」『教育時論』第三五号（明治一九年四月五日）。

(29) 田中登作「情ノ育テ方」『教育時論』第三九号（明治

一九年五月一五日)。

(30) 『教育時論』 第六四号 (明治二〇年一月二五日)。

(31) 『教育時論』 第七一号 (明治二〇年四月五日)。

(32) 「師範学校の生徒は、何故に従順の美德を失ひたるか」

『教育時論』 第一一〇号 (明治二一年五月五日)。

(33) 郡司篤則「父兄ト兒童ノ信用ヲ得ルコトノ必要ヲ論

ズ」『教育時論』 第一一二号 (明治二二年五月二五日)。

(34) 西田幾多郎『善の研究』 (岩波文庫、平成七年)。

(35) 『教育学辞典』 (岩波書店、昭和一三年)。

(36) 能勢栄『教育学』。

(37) 西村茂樹『心学講義』 (修徳園蔵版、明治二五年九月二五日)。

(38) 中村正直・井上哲次郎著『増訂勸語衍義』 (有鉤玄堂蔵版、明治三二年)。

(39) 拙稿「民友社の歴史認識」(西田毅・和田守・山田博光・北野昭彦編『民友社とその時代』ミネルヴァ書房、平成一五年)、拙稿「明治期におけるターウイン進化論と「同情」概念の受容」『文化史学』第五九号 (『日本史学文献目録』平成一五年版再掲載、朋文出版) 等。

(同志社大学嘱託講師)